

論 文

# いじめ問題と臨床心理士の専門性

高尾兼利

(西九州大学子ども学部子ども学科)

(平成26年1月9日受理)

**The expertise of clinical psychologist on the problem of bullying**

Kanetoshi TAKAO

*(Department of Children's Studies, Faculty of Children's Studies, Nishikyushu University)*

(Accepted January 9, 2014)

論 文

# いじめ問題と臨床心理士の専門性

高尾兼利

(西九州大学子ども学部子ども学科)

(平成26年1月9日受理)

## The expertise of clinical psychologist on the problem of bullying

Kanetoshi TAKAO

(*Department of Children's Studies, Faculty of Children's Studies, Nishikyushu University*)

(Accepted January 9, 2014)

### Abstract

The "Bullying Prevention Measures Promotion Act", which went into effect in October 2013, questions the functions of clinical psychologists. In the present study, we examined the expertise of clinical psychologists as follows. The expertise of clinical psychologists lies in enabling children to become aware of "the mindset of trying to bully". However, this approach often fails to function sufficiently. In addition, clinical psychologists should hold expertise concerning enabling bullied children both to become aware of their anger and to deal with bullying on their own, as well as promoting self-understanding among bullied children and maintaining "neutrality".

Key words : Expertise of clinical psychologist 臨床心理の専門性  
Problem of bullying いじめ問題  
Self-understanding 自己理解  
Neutrality 中立性

## 1. 緒言

平成25（2013）年6月21日に「いじめ防止対策推進法」が成立し、その3ヶ月後の9月21日に施行されることになった。この法律の22条では「学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする」（文部科学省，2013）としている。この条文の専門的な知識を有する者の一人が臨床心理士であろう。現在まさに「黒子ではなく、いじめ問題解決のキーパーソンとして、限られた勤務時間の中で活動していくことが求められている」（増田，2013）。こうした時期に、いじめ問題における臨床心理士の専門性について考察しておきたい。

この組織の目的が「いじめ防止等の対策」におかれていることにも注目すべきである。すなわち「解決」ではなく「防止」としているところに注目したい。やや極論になるが、これは「予防」に重点を置いていると読める。少なくとも、いじめ発生時への対応を最重要視しているのではないことは、いじめ対策に黒子ではない立場で関与する者としてしっかりと留意しておく必要があると思われる。

一方、活躍が期待される臨床心理学からのアプローチには従来より批判が寄せられていることも承知しておかねばならない。特に教育社会学の立場からの批判には耳を傾ける必要を感じる。伊藤(1996)は、「問題行動を『心の問題』と見なす今日有力なレトリック」を考察するとして、スクールカウンセラーの専門職として保護された職務の範囲内での有用性を認めながらも、「構造的問題の解決を期待するのは筋違いである」としている。スクールカウンセラーの関与は根本的解決にはつながらないものとして批判している。スクールカウンセラーは黒子ではないにしても、根本的解決を担うと考えることは差し控えたい。さらに、いじめ予防のところで臨床心理士が中核に据える自己理解についても、吉田(2003)は、次のシュタイナーの言を引いて批判を向けている。すなわち「あまりに人間が自分自身を考察することに終始しますと、それは確実に瞑想的エゴイズムに陥るでしょう」と、警告している。瞑想的エゴイズムに陥る場合もあろうが、大半はそこまで終始することもなく、現実適応に有益な自己理

解のレベルであると思われる。現在臨床心理士に求められていることにこの批判を重ね合わせて、臨床心理士の専門性がいかにあるべきか、熟考すべきことと思われる。

### 1. 「いじめ」を考える時の臨床心理士からの視座の一つ

『いじめ自殺 12人の親の証言』の著者である鎌田(2007)は、いじめがなくなることを深く願い、次の感慨を表わにしている。「世の親が、自分の子どもがいじめられていることを心配するよりも、いじめてはいないかどうかを心配するようになれば、いじめはなくなる、とわたしは思う」と。現実の世の親のほとんどが、この鎌田の願いとは反対の心配をしている。どうしてか。いじめる方に寄せられる批判、求められる反省及び謝罪と、いじめられる方が為す反撃から謝罪要求のことが筆者に思い浮かぶ。人は社会から批判されるであろう自己の言動について自覚することが容易ではない。特に社会がその具体的言動を強く批判する場合やその反省に必ず謝罪、現実的な償いが求められる場合にはなおさら反省が難しくなる。

「いじめる」は「差別する」に似ていると思われる。差別されることには人は敏感である。一方、差別することを注意深く自覚しようとしている、差別行為について自らが反省している、差別していないかとわが子を心配する、これらのことはあまりなされないと思われる。

差別について、岡野(1998)は興味深い考察を提供している。差別を「差別心」と「差別行動」に分けたうえで、差別行動を次のように捉えている。「私たちが気づかぬうちに持っている『差別心』が『差別』という行動に表れてしまう、と考えるべきであろう。それが証拠に、明らかに差別的な言動をする人に、『あなたは〇〇〇の人たちに差別的な気持ちを持っていますか?』と尋ねると、彼らのほとんどは、それを真向から否定するのである」（下線は筆者による）と。いじている子どもに「あなたはいじめようとする気持ちがありましたか」と問うと、「そんな気持ちはありません」と答えるのか、「確かにいじめようとの気持ちがあります」と答えるのか。差別の場合に似ていじめの場合でも、明らかにいじているにもかかわらず、その源となっている気持ちは「いじめるつもりはありません」と真向か

ら否定するのではなからうか。

それでは、差別心はどうして人の心に巣食うと岡野は考えるのであろうか。差別することが「自分の小ささや弱さを忘れるための、この上ない手段」すなわち「自分を慰める」ことに有効に働く方法であると指摘し、さらにこうした自然な、すなわち意識されにくい心の動きを「私たちがほぼ普遍的に持つ心の働きだろう」としている。人は決して強いばかりではない、弱い部分も持ちながら生きていかざるを得ない。この影を抱えて、影とつき合いながら生きていく人に、すなわち小ささや弱さを持ちながら生きていく人に、どうしても備わってしまう心の働きが「差別心」ということになると思われる。さて、いじめの心も、差別心ほどではないにしても、人に普遍的な心の働きといえないか。しかも、「自分の小ささや弱さを忘れるための、この上ない手段」とみなすことができるように思われる。奥田（2013）が『沈黙の町で』の中で、現実そのままを描いたように、いじめ加害者は日々の生活で、特に学校生活の中で存在感や有能感を自然と感じられない子どもたちであることが少なくない。存在感や有能感の感覚を一時たりとも実感するためのいじめであるように思われる。現実にいじめ自殺の加害者となった例（藤井，2002）でも、このことが推察される。「悲惨なリンチの引き金は、高校入学後、つきあいが悪くなった聡至君（被害者）に、かつての同級生たちが『生意気だ』とムカついたことだ」（括弧内の記述は筆者による）とある。かつての非行グループから抜け出して、入学した高校にうまく適応した被害者に比べて、自らが惨めになった加害者のことが思われる。この惨めさは加害者に自覚されず、かつこれを否認するための攻撃性も意識されることなく、加害者は自らに納得のいく形で過剰な攻撃に至ったと思われる。

ところで、差別心と差別行動、いじめの心といじめる行為、これらをどう理解し、どう対処すればいいのか。「自分の『差別心』を意識することは、自分が『差別』という行為に走ることに對して、ある程度『待った』をかけることができる」とし、「『差別』と戦うならば、『差別』している自分を受け入れることから始めるということだ。『差別』しやすい人、とは自分の中の『差別心』や実際に『差別』している自分を見ない（だからそれをそのまま続けてしまう）人、ということである」と岡野（前出）は教えている。これをいじめにあてはめると次のよ

うになる。子どもがいじめる心を意識することがいじめ行為を抑制する。いじめと闘うためには、「いじめの心」を持った自分を受け入れることから始めることになる。この受け入れの促しは臨床心理士ならではの働き、すなわち臨床心理士の専門性につながるものと思われる。

## 2. いじめ予防のある試み

「いじめの心」を持った自分を受け入れることを促す。この端緒となる授業を筆者は試みた。すなわち、日頃子どもたちは、道徳に反する言動をとっているにも関わらず、そのことに気づくことが少ないことを取り上げ、その言動の自覚を促す、さらにこの言動の源にある心とその実行を区別し、その心を受け入れ、その心から表出される言動を抑制できる力を養う試みを実践した。いじめで言えば、友人の嫌がる自己の言動に気づき、さらにその言動が自らのこころの安定につながることを考える実践ということになる。

1995年度に学校臨床心理士、通称スクールカウンセラー制度が試験的に始められた。筆者は開始翌年の1996年度に中学校に週に1回、8時間の勤務を始めた。勤務2年後の小学校では、心の教育に力を入れており、その主要な役割を担う養護教諭にいじめ防止に繋がる授業の実践を依頼された。筆者も当時、その小学校の児童のいじめられの相談を受けていたこともあり、引き受けた。

筆者は、河合（1976）が教えるように、人は自らの影や悪を意識し、これらとどうつき合うかが課題であると考えていた。この課題への取り組みを支援することが、臨床心理士の仕事の一つであると思われた。そこで授業（「特別活動」）の時間を提供した5年生の担任教諭に、「悪とのつきあい」を主題として授業を実践することを申し入れた。担任教諭からは「悪」の言葉が児童に与えるイメージが重い、との指摘を受けた。筆者はこれを受け入れ、「悪」を「いけないさん」に変えて、「いけないさんのおつきあい」にした。授業の中での児童の活動は以下の通りである。「学校外の人でいけないことをしている人の言動を発表する」、「この言動に対する気持ちを述べる」、「この言動をとってしまう理由について考え、発表する」、「いけないことをしているとあげた言動の中で児童自身がやったことのある言動を1つだけノートに書く」、「最初にあげた他人のい

けない言動に関する、児童自身の気持ち、理由を振り返り、「自分自身の言動が他人から見たら同じように思われることを考える」、「いけない言動をしようとする気持ちをいけないさんと呼ぶ」、「児童の中のいけないさんに思いを及ぼす」、「いけないさんにつきあうことを考える」。

児童の反応は概ね以下の通りであった。学校外の他人の「いけないさん」は積極的に指摘した。その指摘は、ポイ捨てから窃盗、傷害など犯罪行為にまで及んだ。これに対する気持ちは、嫌な気持ち、よくない感じといった漠然とした言語化であり、児童には気持ちの言語化が容易でないことが推察された。理由についても、わがままだから、自分勝手、悪い人だからなど、あくまでも批判する側に立った理由づけがなされた。さて、次に児童自らのいけない言動を自覚するところでは、意外とスムーズに自覚できた。しかし、それは掃除をまじめにやらない、宿題を忘れる、授業中におしゃべりをするなど、学校で教師に注意されること、すなわち教師や級友に既に知られたことがほとんどであった。筆者が期待した、うそをつく、悪口を言う、無視するなど、罪悪感を生みやすい、自己評価が低下する言動の自覚はほとんどなかった。そこで授業者である筆者は「うそをついたり、悪口を言ったり、友達を無視したり、したことはありませんか」と問いかけた。児童はきまり悪そうな、不快な反応をした。続けて「うそをつきたい、悪口を言いたい、友達を無視したい、と思うことはあるよね」とたまたみかけた。児童は分かったような、分らないような反応を示した。最後に「悪口を言いたい、無視したい、その気持ちとうまくつきあえるといいね」で締めくくった。

児童の反応は前半の他人の言動を指摘するところまでは快活であった。しかし、児童自らの言動の自覚になると次第に活気が低下した。締めくくるところでは授業者が一方的に児童に言い含めることになってしまった。

同学年の別のクラスで同じ主題による授業を実践した。前半は同一な展開とし、後半は児童自らの言動をあげさせ、これについての思いを語らせることにした。すると、反省の弁、すなわち「これからしないようにしたい」が多く発言された。自らの「いけないさんに向かう心」に行きつくのではなく、いけないさんをたしなめる、抑制する方に子どもの意識が移動してしまった。抑制する自己の方が子どもには受け入れやすい。一方、いけないさんに向かう

心は子どもに受け入れにくいことを改めて認識することとなった。

いじめについても同様のことが児童の現実であろうか。すなわち、いじめの心が自己の中にあることを自覚するよりも、いじめをしないようにする心があることの方が自覚されやすいと思われる。こうした傾向を理解した上で、今後「いじめの心」を受け入れることを促す試みを模索していくことが、臨床心理士に求められると思われる。

### 3. いじめ発生時の対応

筆者が義務制の小学校、中学校にスクールカウンセラーとして勤務した当時、1996年から2004年の8年間の間に、いじめ発生時に対応した経験は多くない。小学校で8件、中学校で5件である。そのいずれも類似の対応で臨んだ。それはいじめられている子どもにいじめた子どもへの「怒り」を自覚させる働きかけである。いじめられている子どもの話にしっかりと耳を傾け、十分話を聴いた後、その子どもがいじめの行為に直面した後どのような気持ちが生まれたかを質問した。子どもの中には、自らに非があることを語る子どももいた。そうした場合にもこれを否定せず、そう考えることを支持した。数回の面接後に「何か、相手に言ってみたいことはないか」「嫌な気持ちはしないか」と質問を重ね、言ってみたいことがある、嫌な気持ちがあると答えたころ合いをみて、必ず「腹が立たないか」と尋ねた。ほとんどの子どもはこれを肯定した。腹立ちを少し自覚したところで、「腹立ちは当然である」とタイミングよく繰り返し告げた。続けて、「相手に反撃したくないか、実際にやるやらないは別にして、色々空想してみよう」と促した。ある子どもは「ぶん殴る」「石を投げる」と空想する子どももいた。一方では相手が怪我するといけないから何もしないと、攻撃を否定する子どももいた。このような、加害者に対する怒りや攻撃性を語り合ううちに、本人の自力でいじめられを避けたり、抗弁したりして、いじめられから解放された。こうした筆者の対応は、繁田(1985)の「いじめられっこたちは幼いときから攻撃衝動を表出することを許されずに育ってきた子どもたちなのである」に依拠している。いじめられっこたちは、攻撃衝動を「抑え込むだけで、それらを処理する方法を全く学んでない」と思われた。学んでいない子どもにその学習の機会を与えることを、

カウンセラーの仕事としたのである。

その後筆者は、2005年度から高等学校のスクールカウンセラーを務めた。そこではいじめられの当事者が来談することはなかった。ただし、いじめ防止を目的とした講話を依頼されることが増えた。ここでは、「いじめる心」を中心に据えた話を展開している。講話後の感想には、いじめる心を自覚したいと述べられていることも少なくなかった。

いじめ発生時には、いじめ自体を阻止するさまざまな技法的対応をすかさずとることがまず先行される(村瀬, 2013)。一方ではこれと並行して、当事者である子どもがいじめに対応することを側面から支援する働きが肝心なことと思われる。その一つの試みが前述の筆者の経験である。それは、当事者がいじめの実態を正確に理解しようとすることに始まる。森谷(1996)は「カウンセリングの目標を、いじめ状況から逃げるためには、まず何よりも自身のおかれた状況をはっきりと把握することにおく」と述べている。この状況の理解は自己理解の出発点である。また、いじめに関わる子どもには健康な自尊心の欠如が指摘されるが、健康な自尊心の回復には自己理解が必須であり(シンガー, 1970)、健康な自尊心の回復はいじめから遠ざかる一因にも連なると思われる。

この状況理解の後、当事者特にいじめられている子どもが、いじめの解決に乗り出すことが求められる。いじめられへの対処とこれが心に与える影響について調査した森本(2004)は、「いじめに対して積極的対処を行い、無抵抗・従順的対処を行わなかった人ほどいじめによりプラスの影響を受け」と指摘している。子ども一人では解決困難な事態でも、カウンセラーの支持を得ながら、いじめの当事者である子ども自らが対応していくことが、いじめ後の子どもの適応にも良好な影響を与えられる。いじめられている子どもに心理的支援を提供する臨床心理士は、当事者である子どもの自力解決の意義をしっかりと認識すべきことのように思われる。

一方で、いじめが発生した場合、一次的な解決支援者は教師である。この教師の解決はややもするといじめを一時的に抑え得込むだけに終わることも少なくない。こうした現象をとらえて上で、中川(2004)は「クライアントの『主観的世界』のみならず、周囲のコンサルティの『こころのあり様』の理解を深めていくことが、スクールカウンセラーが

『いじめ問題』に対処していくために重要である」と指摘している。すなわち、教師の支援が一時的なものに終わらないためにも、心のありさまを深く見つめようとする、または心のありさまを受け止めていく、臨床心理士の機能が必要であることを解説している。子どもを支援する側が、その心を理解されることの意義を改めて認識し、これが臨床心理士の専門性であることを自覚したい。

#### 4. いじめを受けた子どもの臨床心理学的支援

いじめが秘かに進行している学び舎でも時は過ぎていく。学期が過ぎ、学年を経て、いじめられた子どもたちも卒業していく。その間、表に出ないいじめがある。本人から誰か他者に助けを求めることもあり、誰にも相談しない子どももいる。教師や保護者、スクールカウンセラーなど大人に告げる子どもは、どの位の割合になるのだろうか。佐賀県中学生徒指導連盟が佐賀県内の小学校6年生と中学校3年生の約16000人を対象に「いじめに関する意識調査」を実施し、2013年10月11日に公表している。この調査では、家族に相談した、先生に相談した、これ以外の大人に相談した、これらの総計は割合にして19.3%、16000人の中の3213人である。一方誰にも相談しなかったと明確に回答した割合が全体の15.9%、16000人の中の2647人となっている。2012年に70万円余りを恐喝されていた佐賀県鳥栖市の中学生でも、いじめを知った同級生が担任教諭に告げて表に出たのである(佐賀新聞, 2013)。いじめられた本人がそのことを表に出さないまま、時が過ぎていくと、何もなかったように卒業する場合もあれば、不登校や引きこもりなどに陥る場合も少なくない。

いじめられているのにどうして助けを求めないのか。いじめが大きな要因となって自殺した子どもたちは、親にいじめられていることを告げていない(鎌田, 2007)。命を自ら絶つほどに苦悩しながら、一番身近である親にさえ告げないのである。先の佐賀県中学生徒指導連盟の調査では、相談しなかった理由が問われている。「家族に知れたら心配をかけると思ったから」が、46.5%(7758人)とその理由で最も頻度が高くなっている。次に「家族の前では、友達とうまくいっていると思ってもらいたいから」が22.8%となっている。その外、「しゃべったことが相手にわかると仕返しが怖かったから」(7.4%)

「相談してもあなたにも問題があると言われてしまうと思ったから」(6.1%)、「自分の弱いところを知られたら恥ずかしいから」(5.6%)、「相談しても、相手の行動は止められないと思ったから」(5.2%)と続いている。こうした思いで、いじめられてもそのことを告げないままの子どもたちがいる。これらの理由を知っておくことは、いじめ予防の授業にも活用できる。また何より、いじめられた子供への心理的支援にこの知見は欠かせない。

さてこうした子どもの中で、学校生活を送る上での困難が表面化した子どもが臨床心理士と出会うことになる。いろいろな理由でいじめの相談ができずにいた子どもが不登校や引きこもりになって、スクールカウンセラーのところの不登校、引きこもりのことで相談に来ることになる。不登校の背景にいじめがあったとなると、これをどのように扱うかが臨床心理士の大きな課題となる。

いじめられていることを誰にも言わない。言わない心には低い自尊心が横たわっている。いじめられたことが影響して、2013年7月にマンションから転落死した名古屋市の中学2年生の男子生徒は「まず自殺しようと思ったのは、なぜかですが、一つ目、自分自身に嫌気がした」と明確にノートの一行目に記していた(朝日新聞、2013年7月14日)。また、先の生徒指導連盟の調査でも、「相談してもあなたにも問題があると言われてしまうと思ったから」「自分の弱いところを知られたら恥ずかしいから」と自尊心の問題が関連している。この自尊心とどう向き合うか。いじめのことが関係した不登校の心理的援助では、このことが問われることになる。基本的には子どもの現在をそのまま受け入れることから始めなければならない。受容は臨床心理士の仕事の柱でもある。しかし子どもの、自己に対する不信はそのまま臨床心理士に向けられ、他者不信になることが多く、かつそのことは明確には言語化されるはずもなく、その支援は多難を極めると思われる。この多難を覚悟し、関わることになる。

いじめのことがカウンセリングの中で明らかになった場合、子どもの了承を得たうえで、学校側に事実を伝えなければならない。学校は加害者、被害者両者の保護者に伝えることとなる。その時、調査で明らかにされた、いじめの相談をしない理由を臨床心理士は思い浮かべたい。家族に知られることを危惧している子どもの気持ちを尊重すべきことを忘れてはならない。いじめられていることについて、

学校側から保護者に伝えられることを当の子ども本人がどう感じ何を考えるのか、臨床心理士はしっかりと受け止めることに留意したい。子どもの多様な気持ちが想像されるが、その一つ一つを理解するように努めたい。

また、いじめられたことが不登校に繋がっていることを知った保護者が激しいクレームを学校につけてくることがある。激しいクレームを向ける家族ほど親子関係に大きな課題が隠されている場合が少なくない(黒沢、2007)。こうした場合、保護者の苦境に共感しながらも、その訴えに巻き込まれないようにして、学校側と共同で対応することになる。ただし、臨床心理士は学校側とも適度な距離を維持し、解決に寄与するようにはしなければならない。滋賀県大津市の中学2年生のいじめ自殺事件では、臨床心理士の家族関係についての学校側へのコメントや家族に関する情報の取り扱いが、問題視された(共同通信大阪社会部、2013)のは記憶に新しいところである。臨床心理士の「中立性」がますます求められることを肝に銘じておきたい。

言うまでもなく、いじめられたことの影響は、不登校に限ったことではない。いじめられたことが、どのような影響を与え得るのか広く知っておくことが求められる。それはいじめとトラウマ、PTSDの関連として実証されているところであり(藤森、2013)、こうした知識を前提とした関わりが、臨床心理士には必要となる。

## 参考文献

- 1) 藤井誠二：少年に奪われた人生 朝日新聞社 p83 (2002)
- 2) 藤森和美：いじめとトラウマ・PTSD ころの科学 170号 pp82-89 (2013)
- 3) 繁多進：わが子を「いじめっ子」「いじめられっ子」にしない家庭教育 児童心理 第39巻16号 pp84-92 (1985)
- 4) 伊藤茂樹：「心の問題」としてのいじめ問題 広田昭幸 監修 リーディングス 日本の教育と社会 ⑧ 伊藤茂樹 編著 いじめ・不登校 日本図書センター pp306-320 (2007)
- 5) 伊藤重矢子：いじめと向きあう現場から— スクールカウンセラーの立場から— ころの科学 170号 pp54-57 (2013)
- 6) 鎌田慧：いじめ自殺 12人の親の証言 岩波書店

p 1 (2007)

- 7) 黒沢幸子：いじめと不登校 ——発達課題の視点とスクールカウンセリング—臨床心理学 第7巻第4号 pp460-466 (2007)
- 8) 増田健太郎：いじめ問題への構造的介入 臨床心理学 13巻5号 pp669-674 (2013)
- 9) 森谷寛之：いじめから逃げる方法 松原達哉編著 いじめっ子への処方箋 教育開発研究所 p44 (1996)
- 10) 岡野憲一郎 恥の文脈から見た差別論 恥と自己愛の精神分析 岩崎学術出版 pp226-228 (1998)
- 11) Singer, E.:Key concept in psychotherapy. New York: Basic Books (1970) 鑑幹八郎・一丸藤太郎(訳編)：心理療法の鍵概念 誠信書房 p 350 (1976)
- 12) 吉田武男：支援・援助の偏重の危険性 広田昭幸 監修 リーディングス 日本の教育と社会 ⑧ 伊藤茂樹 編著 いじめ・不登校 日本図書センター pp321-339 (2007)